

渡り廊下による別棟の判定資料報告書

堺市消防長 殿  
( 消防署長)

住 所

電話番号

氏 名

下記の防火対象物に、渡り廊下による別棟扱いの措置をするので報告します。

記

防 火 対 象 物	所 在 地				
	名 称				
	棟 名 称	棟		棟	
	用 途 延 べ 面 積 階 層	( 項) m <sup>2</sup> 地上 階 地下 階		( 項) m <sup>2</sup> 地上 階 地下 階	
渡り廊下部分の面積		建築面積 m <sup>2</sup>		延べ面積 m <sup>2</sup>	
接 続 さ れ る 階		階 ~ 階			
1	渡り廊下の用途	<input type="checkbox"/> 通行又は運搬			※適・否
2	渡り廊下の有効幅員	<input type="checkbox"/> 主要構造部が木造 3m未満 <input type="checkbox"/> そ の 他 6m未満			※適・否
3	接続される建築物相互間の距離	1階 <input type="checkbox"/> 6mを超える <input type="checkbox"/> 6m以下 2階 <input type="checkbox"/> 10mを超える <input type="checkbox"/> 10m以下			※適・否
※	<input type="checkbox"/> 1、2、3すべて適 <input type="checkbox"/> 3において否(4以降による)				※適・否

様式第42号②

4	接続される建築物の外壁及び屋根（3m以内の範囲）	(1)構造	ア <input type="checkbox"/> 耐火構造 <input type="checkbox"/> 防火構造 <input type="checkbox"/> その他	※適・否
			イ アにおいて、その他の場合（次のいずれかに該当） <input type="checkbox"/> 耐火構造又は防火構造の扉等 <input type="checkbox"/> スプリンクラー設備（ドレンチャー設備）	※適・否
		(2)開口部	ア <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	※適・否
			イ アにおいて、有の場合 <input type="checkbox"/> 4㎡以内で特定防火設備又は防火設備である防火戸	※適・否
5	渡り廊下の形態	(1) <input type="checkbox"/> 吹き抜け等の開放式 <input type="checkbox"/> その他	※適・否	
		(2) (1)において、その他の場合（次のすべてに該当） <input type="checkbox"/> 主要構造部（ <input type="checkbox"/> S造 <input type="checkbox"/> RC構造 <input type="checkbox"/> SRC造） <input type="checkbox"/> その他の部分（ <input type="checkbox"/> 不燃材料 <input type="checkbox"/> 準不燃材料） <input type="checkbox"/> 両端の接続部の出入口の面積がそれぞれ4㎡以下であり、かつ、当該部分に特定防火設備又は防火設備である防火戸で、随時開くことができる <input type="checkbox"/> 自動閉鎖装置付のもの 又は <input type="checkbox"/> 煙感知器連動の自動閉鎖構造のものが設けられている。 <input type="checkbox"/> <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> <td style="padding-left: 10px;"> <input type="checkbox"/> 自然排煙用開口部 又は<input type="checkbox"/> 機械排煙設備（<input type="checkbox"/> 手動操作 <input type="checkbox"/> 煙感知器連動） <input type="checkbox"/> スプリンクラー設備（ドレンチャー設備）が設けられている                 </td> </tr> </table> 注） 自然排煙用開口部の場合、その面積の合計が1㎡以上であり、かつ、屋根又は天井に設けるものにあつては、渡り廊下の幅員の3分の1以上の幅で長さ1m以上のもの。外壁に設けるものにあつては、その両側に渡り廊下の3分の1以上の長さで高さ1m以上のもの、その他これらと同等以上の排煙上有効な開口部を有するものであること。	}	<input type="checkbox"/> 自然排煙用開口部 又は <input type="checkbox"/> 機械排煙設備（ <input type="checkbox"/> 手動操作 <input type="checkbox"/> 煙感知器連動） <input type="checkbox"/> スプリンクラー設備（ドレンチャー設備）が設けられている
}	<input type="checkbox"/> 自然排煙用開口部 又は <input type="checkbox"/> 機械排煙設備（ <input type="checkbox"/> 手動操作 <input type="checkbox"/> 煙感知器連動） <input type="checkbox"/> スプリンクラー設備（ドレンチャー設備）が設けられている			
※	4、5における全体の判定			※適・否
※ 経過欄				

備考

- 1 氏名欄は、建物の所有者、占有者又は管理者の氏名を記入すること。
- 2 該当する□に✓印を付けること。
- 3 ※印の欄には、記入しないこと。
- 4 配置図、平面図、立面図、断面図、接続部分の詳細図等を添付すること。
- 5 「特定防火設備である防火戸」とは建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備である防火戸をいう。
- 6 「防火設備である防火戸」建築基準法第2条第9号の2ロに規定する防火設備である防火戸をいう。